

# 宅地建物取引業法第 50 条 2 項の届出について

宅地建物取引業（以下「宅建業」という）者は同条項の規定により、次に掲げる場所で宅地建物取引に関する契約の締結や契約の申込みの受付などを行おうとする場合、業務を開始する日の 11 日前まで（当課受付日から営業開始日まで中 10 日）に届出をしなければなりません。

## ■届出が必要な場合■

○以下の場所で宅建業にかかる契約の締結・申込みの受理を行う場合

1. 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所等で事務所以外のもの
2. 10 区画以上の一団の宅地又は 10 戸以上の建物の分譲を案内所を設置して行う場合の案内所
3. 他の宅建業者が行う一団の宅地建物の分譲の代理又は媒介を案内所を設置して行う場合の案内所
4. 宅建業に係る展示会やイベントを実施する場合

## ■届出書類■

- 届出書：様式第 12 号（第 19 条関係）：[宅地建物取引業法 50 条 2 項届出様式](#)
- 案内所付近の地図

## ■届出先・部数■

※届出先は案内所の所在地を管轄する都道府県知事になります。

案内所の所在地	茨城県知事免許	大臣・他都道府県知事免許
茨城県内	茨城県土木部都市局建築指導課に 正本 1 通，副本 1 通	茨城県土木部都市局建築指導課に 正本 2 通，副本 1 通
他都道府県	案内所を管轄する都道府県に正本 2 通，副本 1 通 (届出方法は都道府県知事により異なるため、届出先の都道府県に御確認ください。)	

## ■新規届出について■

営業開始は受付日の 11 日後（受付から営業まで中 10 日）から最長で 1 年間です。1 年を超える場合は改めて新規としての届出が必要になります。また、所定の事項は漏れなく記載してください。

## ■変更届について■

次の事項に変更がある場合は、新規届出と同一様式で、変更のない部分も含めて記入し、届出が必要です。また、変更があった事項には上段に（ ）で既に届出している事項を記入するなど、変更前と変更後の内容の相違が分かるよう2段書きにして届出をしてください。

1. 営業開始日から1年以内での期間延長（短縮は不要）
2. 業務の種別・態様
3. 専任の宅地建物取引士の変更
4. 物件の住居表示

## ■注意点■

- ・本届出の専任の宅地建物取引士は、宅建業の事務所における専任の宅地建物取引士との兼任ができません。
- ・案内所の場所が変更になる場合は新たに届出が必要です。（マンション内での部屋の移動であっても新規として届出が必要です。）
- ・本届出は案内所で特定の物件を扱う場合の届出です。不特定の物件を扱う場合は、宅地建物取引業者の「事務所」に該当しますので、従たる事務所の設置に係る変更届出が必要となります。
- ・案内所等で業務を行う場合は、専任の宅地建物取引士を1名配置する必要があります。複数の業者が同一物件について同一の場所で共同して業務を行う場合は、いずれかの業者が専任の宅地建物取引士を1名設置すれば要件は満たされます。ただし、届出はそれぞれの業者で行う必要があります。
- ・「一団」とは、「10区画以上の一団の宅地又は10戸以上の一団の建物」が対象であり、10区画に満たない場合には本届出を要しません。

## ■問合せ先■

茨城県土木部都市局建築指導課

監察・免許グループ

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町 978-6

TEL:029-301-4722